

法制審議会刑事法特別部会
改正刑法草案及び附録（抜粋）

法制審議会刑事法特別部会改正刑法草案及び附録(抜粋)

第10章 判決の宣告猶予

(宣告猶予の要件)

第74条 6月以下の懲役もしくは禁固，5万円以下の罰金，拘留又は科料を言い渡すべき場合において，刑の適用に関する一般基準の趣旨を考慮し，判決の宣告を留保することを相当とする情状があるときは，6月以上2年以下の期間，その宣告を猶予することができる。但し，前に禁固以上の刑に処せられたことのある者が罪を犯したときは，この限りでない。

2 前項の規定によつて判決の宣告を猶予する場合には，その判決において刑の執行を猶予することはできない。

(保護観察)

第75条 判決の宣告を猶予するときは，猶予の期間中保護観察に付する旨を命ずることができる。

(判決の宣告)

第76条 判決の宣告を猶予された者について，次に記載する事由の一があるときは，判決を宣告することができる。

- (1) 宣告猶予の期間内に犯した罪により刑に処せられたとき。
- (2) 保護観察の遵守事項を遵守せず，その情状が重いとき。

(猶予期間経過の効力)

第77条 判決の宣告を猶予された者が，その宣告を受けることなく，猶予の期間を経過したときは，免訴の言渡が確定したものとみなす。

※ 第6章 刑の適用

(一般基準)

第48条 刑は，犯人の責任に応じて量定しなければならない。

2 刑の適用にあつては，犯人の年齢，性格，経歴及び環境，犯罪の動機，方法，結果及び社会的影響，犯罪後における犯人の態度その他の事情を考慮し，犯罪の抑制及び犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない。

3 (略)

附録

一 宣告猶予の手續に関する要綱案

1 宣告猶予の裁判

- (1) 宣告猶予の裁判は、決定で行なう。
- (2) 宣告猶予の裁判は、判決書を作成した上で行なう。この判決書においては、刑の執行猶予の言渡をしておくことはできない。
- (3) 判決書は、検察官および被告人に閲覧させる。

2 宣告猶予の裁判と不服の申立

- (1) 検察官および被告人は、宣告猶予の裁判又は判決書の内容に不服があるときは、異議の申立をすることができる。
- (2) 異議の申立があつたときは、裁判所は、判決書に従つて判決を宣告する。ただし、刑の執行猶予を言い渡すことはできる。
- (3) 前項によつて宣告された判決に対しては、控訴および上告をすることができる。

3 判決の宣告およびこれに対する上訴

- (1) 改正案第76条による判決の宣告をするかどうかは、検察官の請求により、被告人の意見をきいたうえで決定する。
- (2) 判決の宣告をし又はしない旨の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (3) 判決を宣告すべき旨の裁判が確定したときは、裁判所は、判決書に従つて判決を宣告する。
- (4) 宣告された判決に対しては、控訴および上告を許さない。